

予納（見込納付）について（お知らせ）

法人県民税・事業税及び特別法人事業税につきまして、延長された期限までに申告納付していただくこととなりますが、法定納期限（事業年度終了の日から2月後）の翌日から延滞金の計算が始まりますので、予納（見込納付）される場合は納付書をご使用ください。申告書の提出前に納付された場合は、地方税法第17条の3第1項に定める予納の申出とみなします。

納付書ページ URL 【<https://www.pref.nara.jp/14387.htm>】

（注）

- ・予納額（見込納付額）については申告時に申告書の各欄にも記載いただきますようお願いいたします。
- ・予納（見込納付）による納税額が確定税額を超過する場合、その差額は還付いたします。

<予納（見込納付）の例>

事業年度終了の日が3月末日で、5月末日の申告期限が1月延長により6月末日となったが、5月末日までに納付する場合 等